

守谷市ペット避難所マニュアル

令和7年 12 月

目次

1. 目的	1
2. 避難における基本事項	1
(1) 分散避難※の推奨	1
(2) ペット避難所での感染予防	1
(3) 避難者間の接触・交流、面会の自粛	1
(4) ペット避難所の指定	1
(5) ペット避難所の組織	2
(6) 同伴避難が可能な動物の種類	2
(7) 管理の原則事項	2
(8) 通信・情報の確保	2
3. 平時の準備	2
(1) 飼い主の準備	2
ア ハザードマップの確認	2
イ 準備しておくもの	2
ウ 予防注射としつけ	3
(2) 市の準備	3
ア 守谷市動物愛護協議会、県動物指導センター及び県獣医師会との連携	3
イ スターターキットの設定	3
ウ ペット避難所防災倉庫	4
エ ペット避難所等についての広報	4
4. ペット避難所の開設要領	4
(1) 開設の基準	4
(2) 開設・受入れ準備	4
(3) 受付・誘導	4
(4) ペット避難所に設置するスペース	5
(5) 県動物救護本部、県動物指導センター及び県獣医師会への報告	5
5. 避難生活	5
(1) 健康管理	5
(2) 避難所及び飼育のルール	5
ア 避難所のルール	5
イ 飼育場所のルール	5
(3) 県動物救護本部、県動物指導センター及び県獣医師会との連携	5
6. 避難所で体調不良者等が発生した場合の対応	5
(1) 移送	5
(2) ペットの一時預かり	6

（３）消毒	6
（４）閉鎖	6
（５）避難者への広報.....	6
7. 装備・ウイルスが付着している可能性が高いごみの処理	6
（１）装備	6
（２）ウイルスが付着している可能性が高いごみの処理	6
8. 飼い主が不明な動物の一時保護について	6
（１）保護したとき	6
（２）保護中の世話	7
（３）その他.....	7
9. 避難所閉設時の消毒	7

【別紙】

- ・第１「状況に応じた装備」
- ・第２「ペット避難所組織図」
- ・第３「避難携行一覧表」
- ・第４「ペット避難所連携図」
- ・第５「避難所レイアウト図」
- ・第６「健康チェックリスト」
- ・第７「避難所受付カード」
- ・第８「飼育動物登録申込書」
- ・第９「掲示用管理票」
- ・第１０「避難者集計表（同伴避難者用）」
- ・第１１「収容動物登録簿」
- ・第１２「個人体調管理表」
- ・第１３「飼育ルール」

【参考資料】

- ・第１「新型コロナウイルス影響下における避難フロー図」
- ・第２「新型コロナウイルス影響下のペット避難所受付（イメージ図）」

—— 飼い主の責務 ——

ペットの安全と健康を守るのは飼い主の責務であり、ペットの災害対策においては、飼い主自身の「自助」が重要となります。飼い主がペットの防災を考え、十分な備えをすることは、自分自身や家族についても災害に備えることにつながり、「自助」によるペットの災害対策を講じることが、自分自身や家族、さらには地域の防災力の向上にもつながります。

1. 目的

災害時の避難は、新型コロナウイルス等による感染リスクを可能な限り低減するため、分散避難を前提とするが、被害の状況によっては、飼育動物と共に避難を余儀なくされる場合がある。そのため市は、ペットとの同伴避難を前提とした「ペット避難所」を「もりや学びの里」に設置し、避難所における感染予防、円滑な避難所運営に努め、守谷市動物愛護協議会（以下「ペット避難所支援チーム」という。）との連携、同伴避難動物の管理等のルールを定め、飼い主及び同伴避難動物の安全確保を図るものとする。

2. 避難における基本事項

（１）分散避難※の推奨

災害時、これまでのように避難所に多くの避難者が集まり、混み合えば、新型コロナウイルス等の感染リスクが高まることに加えて、ソーシャルディスタンスの確保による避難所の収容人数の減少の影響から、守谷市では避難者へ分散避難を推奨する。

特に、ペットにおいて、避難所生活は大きなストレスとなるため、在宅避難ができるように、普段から安全な住環境・飼育場所を整備することを推奨する（住宅の耐震化、家具の固定、ガラス飛散防止用フィルムを貼る等）。

また、できるだけ事前に親戚や知人宅、かかりつけ動物病院、ペットホテルなどの預かり先を確保することも考慮する。

※分散避難とは

従来の「避難所への避難」のほか、自宅が安全な場所である場合、自宅で避難する「在宅避難」（自宅の２階へ避難する垂直避難を含む）、安全な場所に住んでいる親戚や友人宅へ避難を行う「遠方避難」、車で安全な場所に避難をする「車両避難」等の様々な避難先へ避難することを指す。

（２）ペット避難所での感染予防

ペット避難所を担当する市職員及びペット避難所支援チームは、感染予防のため、「状況に応じた装備」（別紙第１）を着用し、避難所の運営にあたる。あらかじめ、装備の装着について確認し、職員及びペット避難所支援チームの感染防止に努めるとともに、避難所の衛生管理についても留意する。

避難者については、避難所に設置する総合受付にて検温、健康チェックを行い、結果等に基づきスクリーニングを行うことで、感染リスクを抑える。

また、ペット避難所に滞在している間は、避難者への毎日の検温、うがい、手洗い、消毒・換気、清掃（床等）、飼育ゾーンの清掃等の対応を要請する。

（３）避難者間の接触・交流、面会の自粛

避難者間の接触・交流については、感染拡大防止のため、なるべく行わないよう要請する。また、外部からの面会や他の避難所の避難者との面会についても自粛を要請する。

特に、施設内避難者と車両待機者の接触については禁止する。

（４）ペット避難所の指定

ペット避難所として指定する施設の概要は以下のとおりとする。

施設名称	もりや学びの里A棟	
所在地	守谷市板戸井 2418 番地	
使用する部屋等※	避難者ゾーン	和室2及び和室3
	飼育ゾーン	A棟2階廊下

※避難者の状況及び学びの里「アーカススタジオ」の使用状況により、部屋数を拡張又は縮小する。

(5) ペット避難所の組織

ペット避難所の組織等については、「ペット避難所組織図」（別紙第2）に示す。

(6) 同伴避難が可能な動物の種類

同伴避難が可能な動物（以下「ペット」という。）は、犬、猫、兎とする。

特定犬や危険な動物等は同伴避難ができないため、事前に預け先を検討しておく。

【特定犬及び危険な動物】

ア 秋田犬、紀州犬、土佐犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア（アメリカン・ピット・ブル・テリア）、以上8犬種

イ 上記8犬種以外で体高 60cm 以上かつ体長 70cm 以上の犬

ウ 県知事が指定した犬

(7) 管理の原則事項

ア ペットの管理は、全て飼い主の責任の下で行う。

イ ペットには、名札を装着させる（保有しないペットには、ペット避難所が用意する）。

ウ ペット飼育場所での衛生管理及び事故防止に留意するとともに、避難者に周知する。

エ ペットをケージ等から外へ連れ出す際には、必ずリードで繋ぎ、絶対に離さない。

オ トラブルは原則的に当事者同士で解決する。

カ ペットは、ケージ等に入る大きさとし、散歩等以外では、飼育場所のケージ等の中で飼育する。

キ 飼育場所では、動物種ごとにグループ分けをする。

(8) 通信・情報の確保

もりや学びの里に設置してある I P 無線、電話等で通信を確保する。また、Morinfo（もりんふぉ）により市からの情報及び避難所情報を入手する（Wi-Fi は、1 階事務室付近で確保できる）。

3. 平時の準備

(1) 飼い主の準備

ア ハザードマップの確認

飼い主は、平常時から守谷市ハザードマップで自らが居住する地域の危険要因とペット避難所までの経路を確認しておく。

※風水害対策として、個人の防災行動計画（スケジュール表）である「マイ・タイムライン」を作成するように努める。

イ 準備しておくもの

(ア) 感染症対策のための携行品

マスク、体温計、消毒液、スリッパ、ゴミ袋

(イ) 共通携行品等

「避難携行品一覧表」(別紙第3)に示す。

(ウ) マイクロチップの埋込みをしておく。

(エ) ペットの避難所及び逸走時の繁殖を防止するために不妊去勢措置を実施しておく。

(オ) 避難所での寄生虫感染予防のために、普段から、ノミ・ダニ駆除、虫下し、フィラリア予防を定期的に行う。

(カ) ペット用携行品

- a 犬の場合、飼い主は、鑑札と注射済み票を装着する。
- b 首輪や胴輪
- c ケージ又はクレート
- d 餌及び餌用容器：最低5日分(7日分推奨、治療用食などの特別食は、さらに長期分準備)
- e 水及び水用容器：最低5日分(7日分推奨)
- f 処方薬
- g トイレシート
- h 毛布などの大きめの布

(キ) 情報に係るもの

- a 飼い主や預け先の連絡先
- b ペットの写真：印刷物とともに、携帯電話に画像を保存

ウ 予防注射としつけ

(ア) 予防注射

- a ペットは、できるだけ感染症のワクチンを接種しておく。(兎を除く。)
- b 犬の場合は、毎年、狂犬病ワクチンを接種する。

(イ) しつけ

- a 避難時、ペットのストレスを軽減するため、クレート・トレーニングをしっかりと行っておく。
※クレートに入っておとなしく過ごすことができないペットは、避難所に収容できない場合がある。
- b 決まったところで排泄ができるようにしつける。
- c 人や他の動物を攻撃しないようにしつける。
- d 無駄吠えしないようにしつける。

(2) 市の準備

ア 守谷市動物愛護協議会、県動物指導センター及び県獣医師会との連携

平常時から、守谷市動物愛護協議会、県動物指導センター及び県獣医師会(第8支部)と定期的に連絡をとり、連携を図る。(「ペット避難所連携図」(別紙第4))

イ スターターキットの設定

災害発生後、円滑に体制が整えられるように「スターターキット」をペット避難所内の防災倉庫に備えておく。

【内容品】

- ・避難所内配置図
- ・避難所設置要領

- ・守谷市ペット避難所マニュアル
- ・養生テープ等の消耗品
- ・マスク、使い捨て手袋、フェイスマスク
- ・消毒液
- ・その他必要な物品

ウ ペット避難所防災倉庫

ペット避難所に必要な資材等を備蓄しておく。

エ ペット避難所等についての広報

ペット避難所（もりや学びの里）、飼い主の責務、備蓄品等について、ホームページ、SNS等で市民に周知する。

4. ペット避難所の開設要領

（１）開設の基準

守谷市災害対策本部で決定し、守谷市動物愛護協議会の協力を得て速やかに開設する。
地震時においては、施設の安全点検を実施した後に、ペット避難所を速やかに開設する。

（２）開設・受入れ準備

避難所の開設は、守谷市災害対策本部で決定し、あらかじめ指定されたペット避難所の担当職員及び守谷市動物愛護協議会で組織するペット避難所支援チームが連携し、施設管理者と調整し開設する。

この際、ペット避難所担当職員の長（連絡調整責任者）を中心に、市職員とペット避難所支援チームが協力して、「避難所レイアウト図」（別紙第５）に基づき、総合受付、一般受付の設置、飼育ゾーン及び避難者ゾーン等を設置し、避難者の受入れを準備する。

また、総合受付における密を最小限にし、ソーシャルディスタンス確保のため、床・地面等にマーキング等を施す。

運営は、当初、担当職員とペット避難所支援チーム（守谷市動物愛護協議会）で協力して行う。避難所生活が長期化する場合は、避難者、避難所支援チーム、ボランティアの中から責任者等を選出し、避難所運営委員会を避難所内で組織する。

（３）受付・誘導

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、避難者の受入れにあたっては、避難所の総合受付での検温、「健康チェックリスト」（別紙第６）の点検及び目視により避難者の状況を確認する。総合受付から一般受付への移動は、決められた動線で誘導する。

健康な避難者は、ペットを連れ、２階の一般受付にて、テント番号及びケージ番号が記入された「避難者集計表（ペット同伴避難者用）」（別紙第７）、「飼育動物登録申込書」

（別紙第８）×２枚、「掲示用管理票」（別紙第９）×１枚、「個人体調管理表」（別紙第１２）を受取り、ペットをケージ等に入れ、飼育ゾーン内の指定されたケージ番号の場所に置いてケージ等を除菌した後、割り当てられたテントに入り、渡された書類に必要事項を記入する。記入が終わったら、一般受付係に提出する。一般受付係は、内容に誤りがないか確認し、「避難者集計表（ペット同伴避難者用）」（別紙第１０）及び「収容動物登録簿」（別紙第１１）に集計する。飼育動物登録申込書（別紙第８）の１枚は、飼い主が保管する。この際、「飼育ルール」（別紙第１３）を配布する。

健康チェックの結果、体調不良者等と思われる場合は、敷地内駐車場でペットと共に

車両待機してもらい災害対策本部（救護・防疫班）に連絡し、指示を受ける。災害対策本部（救護・防疫班）から指示を受けた後、結果を伝え、病院等へ自走で移動してもらう。なお、車両待機が長時間になる場合は、エコノミークラス症候群等の合併症が起きやすいため、室内等の準備を実施し、完了したならば室内に誘導する。

また、ペットについては、ペット避難所の飼育ゾーンにて一時的に預かるものとする。

ペット避難所勤務者は、飼い主と連絡・調整を行い、親戚や知人宅、かかりつけ病院、行きつけのペットホテル、里親サポーター宅などのペットの預かり先を協力して探し、ペットを移送する。この際、感染予防を万全にする。

（４）ペット避難所に設置するスペース

避難所には、医療スペース、獣医療スペース、運営委員会スペース、物資保管スペースを置く。

（５）県動物救護本部、県動物指導センター及び県獣医師会への報告

避難所を開設したならば、連絡調整責任者は、避難所班長への報告はもとより、県動物救護本部、県動物指導センター及び県獣医師会に報告する。

5. 避難生活

（１）健康管理

ア 市職員等

市職員及びペット避難所支援チーム（守谷市動物愛護協議会）は、自ら毎日の検温を行い健康管理に努めるとともに、市の職員は、避難者の健康状態について把握する。

特に、発熱、咳、おう吐、下痢などの体調の変化が見られた場合には、連絡調整責任者に報告のうえ、災害対策本部（救護・防疫班）へ連絡し、指示を受ける。

イ 避難者

避難者が避難所に滞在している間は、毎日の検温を行い、記録して、体調を管理する（「個人体調管理表」（別紙第12））。

また、うがい、手洗い、消毒・換気、清掃（床等）、飼育ゾーンの清掃等を確実に行う。発熱、咳、おう吐、下痢などの体調の変化が見られた場合には、避難所職員等に報告する。

ウ 飼い主は、ペットの健康状態を把握し、異常があった場合には、職員等に報告する。

報告を受けた職員等は、獣医等と調整を行う。

（２）避難所及び飼育のルール

ア 避難所のルール

避難所のルールを作成し、避難所内に掲示するとともに周知を図る。

イ 飼育場所のルール

飼育のルールは、「飼育ルール」（別紙第13）を配布し、周知する。

（３）県動物救護本部、県動物指導センター及び県獣医師会との連携

ペット避難所支援チーム（守谷市動物愛護協議会）は、県動物救護本部、県動物指導センター及び県獣医師会と密接に連携し、市と協力して避難所を運営する。

6. 避難所で体調不良者等が発生した場合の対応

（１）移送

ペット避難所で体調不良者等が発生した場合、災害対策本部（救護・防疫班）へ報告し、指示を受け対応する。救護・防疫班は、体調不良者等の滞在していた周囲の状況及び濃厚接触者を確認し、避難者ゾーンから避難者の車両へ移動させ、医療機関等へ連絡を行う。この際、救護・防疫班の指示により移送等を行う。

（２）ペットの一時預かり

ペットについては、ペット避難所の飼育ゾーンにて一時的に預かるものとする。

受付時に発生した場合と同様に、ペット避難所勤務者は、飼い主と連絡・調整を行い、親戚や知人宅、かかりつけ病院、行きつけのペットホテル、里親サポーター宅などのペットの預かり先を協力して探し、ペットを移送する。この際、感染予防を万全にする。

（３）消毒

体調不良者等が発生したテント内等の居住スペースは、封鎖・使用禁止とし、消毒を行う。避難所の共用部も消毒を行う。

（４）閉鎖

避難所の閉鎖は、体調不良者等発生避難所の避難人数等を総合して、守谷市災害対策本部で判断する。

（５）避難者への広報

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染者の発生状況は迅速かつ適切に広報する。PCR 検査等の結果についても広報する。

7. 装備・ウイルスが付着している可能性が高いごみの処理

（１）装備

避難所では、感染症対策のため、「状況に応じた装備」（別紙第１）のとおり装備を装着し、対応を行うものとする。避難所の運営対応に当たり場面毎に対応した装備も併せて「状況に応じた装備」（別紙第１）を確認のこと。

（２）ウイルスが付着している可能性が高いごみの処理

ウイルスが付着している可能性が高いごみ（マスクやティッシュ、避難所担当者の装備等）の処理は、ごみに直接手を触れず、ごみ袋の封をしっかりとし、ごみを取り扱った後はしっかり手を洗うようにする。また、ごみがごみ袋の外面に触れた場合や、袋に隙間がある場合や袋に破れのある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にゴミ袋に入れるなどの処置をする。ごみ袋には「誰が」「いつ」「どこで」使用したものかを明記し、ごみの処理は担当職員が生活環境課（がれき処理班）及び常総環境センターへ事前に調整を行い、直接搬入し、廃棄する。

避難者の個人的なごみは、各自が持参したごみ袋に入れることとし、分別等のごみの出し方を準用する。

8. 飼い主が不明な動物の一時保護について

飼い主が不明な動物については、県動物救護本部保護班が収容するが、飼い主が現れるか、保護班に保護されるまでの間は、ペット避難所支援チーム（守谷市動物愛護協議会）の協力を得て、一時的にペット避難所飼育ゾーンで預かることとする。

（１）保護したとき

ア 収容動物登録簿に、保護されたときの状況、動物の特徴を記録する。

イ 当初、飼育ゾーンとは別に、屋外に保護する場所を設定する。獣医師会に連絡し、医療処置等をしてもらいペットの安全を確認した後、使用していない資材等を活用し、飼育スペースに収容する。

ウ 負傷又は病気の場合、県動物救護本部、県獣医師会に協力を要請する。

(2) 保護中の世話

一時保護する場合は、飼育のルールに基づいて、行き先が決まるまでの間、同伴避難ペットと同様に世話をする。

(3) その他

ア 保護した動物の情報は、県動物救護本部、県動物指導センター及び取手警察署と共有する。

イ 餌、ケージ等の不足については、県動物救護本部に提供を要請する。

ウ 保護した動物については、避難者の協力を得て適切に保護するとともに、少しでも多くの情報の入手に努め、飼い主探しに取り組む。

エ その他、災害により失踪した動物の捜索依頼があった場合は、依頼内容を県動物救護本部、県動物指導センター及び取手警察署に伝える。

9. 避難所閉設時の消毒

避難所閉設後は、救護・防疫班の指導の下、念入りの消毒作業を行う。

別紙

状況に応じた装備

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

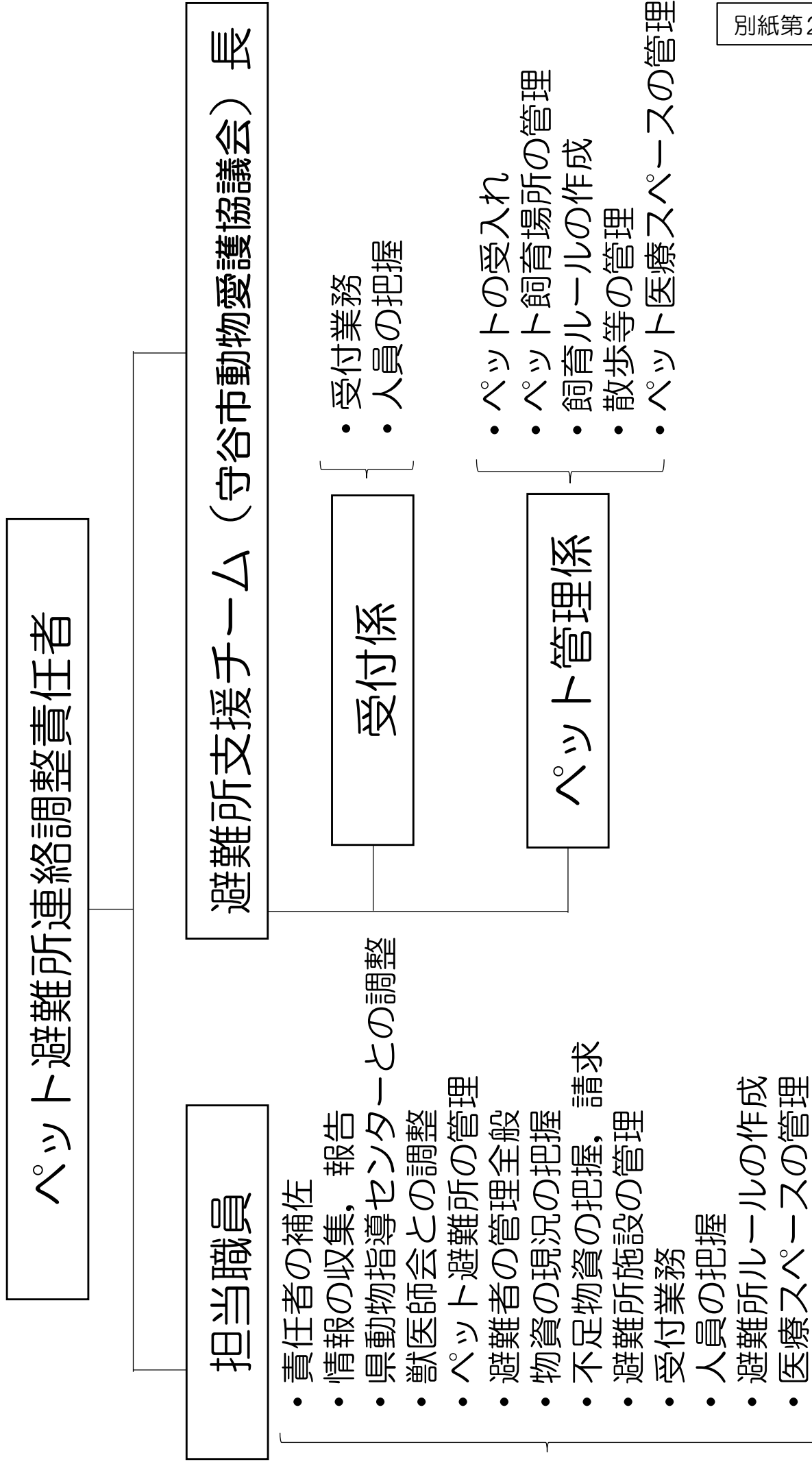
	マスク	使い捨て手袋 ※1
総合受付、一般受付の対応	○	
清掃、消毒	○	○
体調不良者等避難所及び体調不良者等ゾーンでの対応 ※2	○	
体調不良者等避難所及び体調不良者等ゾーンの清掃、消毒	○	○
一般避難所での対応 ※2	○	
一般避難所の清掃、消毒	○	○
ゴミ処理	○	○
リネン、衣服の洗濯 ※3	○	○
動物の世話、飼育場所の清掃	○	○

※1 手袋を外した際には、手洗い及び消毒を行う。使い捨てビニール手袋も可。

※2 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。

※3 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。

ペット避難所組織図



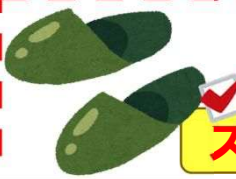
最低限の携行品を揃えておきましょう

避難携行品一覧表

✓確認！

新型コロナウイルス
対策用携行品消毒液
(手指消毒用)

マスク



スリッパ



体温計



ゴミ袋

優先度

高



低

共通の携行品

- ☐ 携帯電話・充電器
- ☐ スプーン・箸
- ☐ 懐中電灯・ラジオ・予備電池
- ☐ 現金・貴重品(身分証明等)
- ☐ 洗面用具・タオル
- ☐ ウェットティッシュ・ティッシュ
- ☐ 薬・お薬手帳
- ☐ 筆記用具
- ☐ 水・非常食(おやつなど)
- ☐ コンタクトレンズ(保存液),メガネ
- ☐ 使い捨てカイロ, 瞬間冷却剤
- ☐ アイマスク・耳栓



《状況に応じて用意するもの》

- ☐ 着替え
- ☐ 寝具(毛布・まくら等)
- ☐ 雨具

これがあればもっと安心！ “ちょい足し” 携行品

女性の方

- ☐ 化粧品(普段使いのもの)
- ☐ 生理用品(1周期分)



赤ちゃん用

- ☐ 紙おむつ(必要数)
- ☐ おしりふき
- ☐ 粉ミルクや離乳食
- ☐ おもちゃ



高齢の方

- ☐ 大人用おむつ(必要数)
- ☐ 入歯洗浄剤
- ☐ 老眼鏡





新型コロナウイルス影響下 における避難について

災害時，新型コロナウイルスの感染リスクを低減するため，様々な避難先に避難する**分散避難**が大切です。



新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために**避難所以外の場所への避難**を考えておきましょう！

避難する場所は必ずしも避難所だけではありません！

分散避難

※必ず事前に「守谷市防災ハザードマップ」を確認してください。



在宅避難

お家の中で避難

○洪水時

- ・浸水想定区域外→自宅に避難
- ・浸水想定区域内→**浸水深50cm未満なら2階以上に避難**

※2階にも，備蓄品の他に裏面の「携行品一覧表」の品物を準備しておくで安心！

○地震時

- ・自宅に不安，危険がない場合



遠方避難

親戚・知人の家に避難

○洪水時

- ・浸水想定区域内→浸水深50cm以上
- ・遠方に親戚・知人のいる方

○地震時

- ・遠方に親戚・知人のいる方

※早めの避難を心掛けましょう。
※裏面の「避難携行品一覧表」の品物は，忘れずに！

避難所避難



○洪水時

- ・浸水想定区域内→浸水深50cm以上

※早めの避難に心掛けましょう。

※**水害時は，あらかじめ検温して来てください。**

※裏面の「避難携行品一覧表」の品物を持って来てください。

○地震時

- ・不安に感じたり，危険と判断したら



不安を感じたら
迷わず

やむをえない場合に

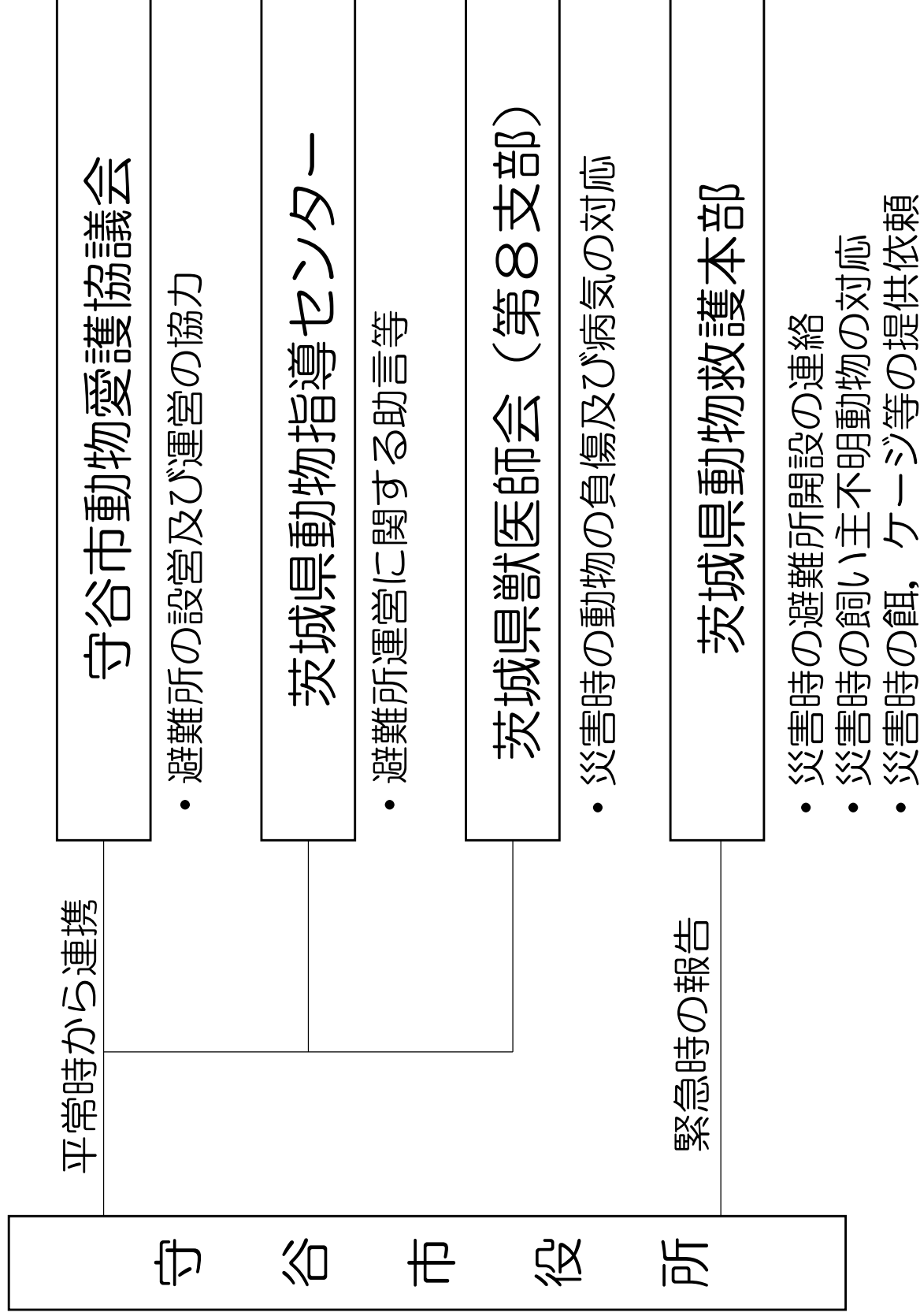
車両避難



浸水想定区域外へ

※エコノミークラス症候群を予防しましょう。
※市が発信する災害情報をMorinfoで取得しましょう。

ペット避難所連携図



避難所しゅアウト図

ちりや学びの里

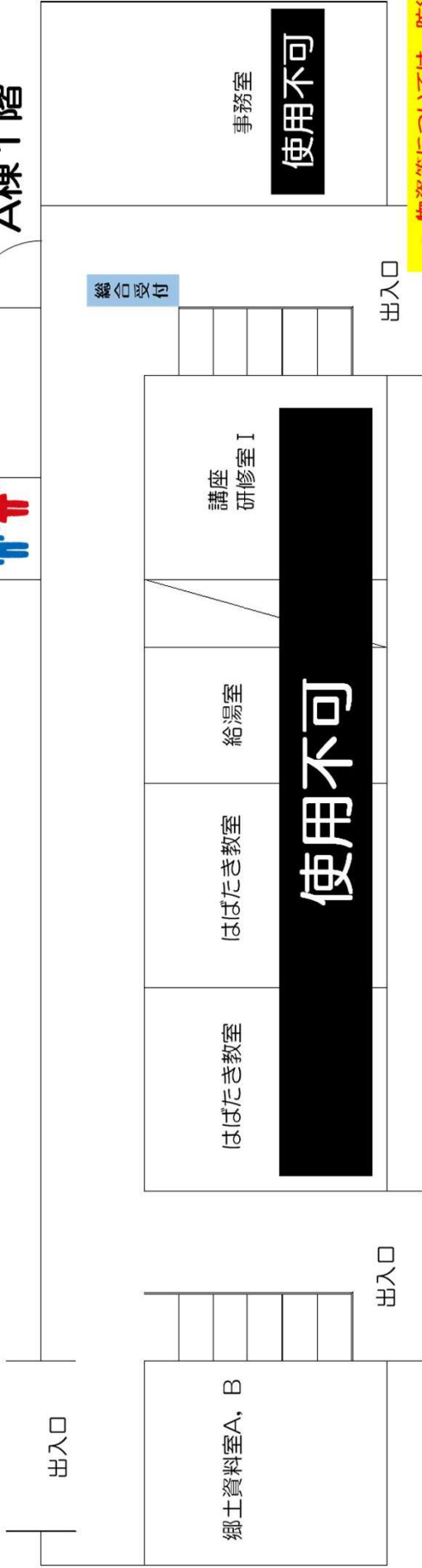


A棟2階



受入れ時開放

A棟1階



↓
物資等については、防災倉庫内

受付日: 令和 年 月 日

健康チェックリスト

担当者記入: 体温 °C

●太枠の中の項目についてご記入ください。

避難所名

氏 名

当てはまる項目にチェックをしてください		チェック欄
1	新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中である	あり ・ なし
2	普段より熱っぽく感じる	あり ・ なし
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みがある	あり ・ なし
4	においや味を感じない	あり ・ なし
5	せきやたん、のどの痛みがある	あり ・ なし
6	全身がだるいなどの症状がある	あり ・ なし
7	吐き気がある	あり ・ なし
8	下痢がある	あり ・ なし
9	からだにぶつぶつ(発疹)が出ている	あり ・ なし
10	目が赤く、目やにが多い	あり ・ なし

～以下の項目に当てはまる場合はチェックをしてください。～

11	避難所での行動に際し、介護や介助が必要である	あり ・ なし
12	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがある	あり ・ なし
	※当てはまる場合は障がいについて具体的にご記入ください	
13	【女性の方のみ】妊娠中である(または、1歳未満の乳児と一緒にいる)	あり ・ なし

↳ 妊娠中の場合、妊娠何週目か教えてください (妊娠 週目)

令和 年 月 日

避難所受付カード

※必ず受付に提出してください。

--

【入室時刻】				
氏名	生年月日	住所	性別	電話番号
	(才)		男・女	

◆現在、通院をしている場合は病院を教えてください（病院名：）

◆以下に記載の病名等で当てはまるものに☑をしてください。

☐呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患、在宅酸素使用等）☐糖尿病☐心不全
☐透析、慢性腎臓病☐免疫抑制剤、抗がん剤を服用中☐高血圧☐てんかん
《上記以外の傷病については、その他に記入してください》
☐その他（）

◆服用中の薬があれば記入してください。（）

◆アレルギーがある場合は記入してください。（）

氏名	生年月日	住所	性別	電話番号
	(才)		男・女	

◆現在、通院をしている場合は病院を教えてください（病院名：）

◆以下に記載の病名等で当てはまるものに☑をしてください。

☐呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患、在宅酸素使用等）☐糖尿病☐心不全
☐透析、慢性腎臓病☐免疫抑制剤、抗がん剤を服用中☐高血圧☐てんかん
《上記以外の傷病については、その他に記入してください》
☐その他（）

◆服用中の薬があれば記入してください。（）

◆アレルギーがある場合は記入してください。（）

その他、何かあれば記入してください。

飼育動物登録申込書

別紙第8

私と同伴避難した動物について、避難所における登録を申し込みます。

令和 年 月 日

飼い主情報

テント番号 (ケージ番号)	氏名	連絡先

ペット情報

名前		年齢	歳
性別	オス ・ メス	不妊去勢手術	未 ・ 済
動物種	犬 ・ 猫 ・ その他()		
品種	雑種 ・ その他()		
毛色		体重	kg
マイクロチップ番号		畜犬登録番号	
ノミ・ダニ駆除	している(頻度:)・していない	狂犬病予防注射済票番号	年度
混合ワクチン接種	している(頻度:)・していない	フィラリア予防	している(頻度:)・していない
持病の有無 ()	無 ・ 有	投薬	無 ・ 有 ()
		療法食	無 ・ 有 ()
その他特徴			

上記の動物について、以下の誓約事項を守り適正に管理します。

令和 年 月 日 飼い主署名

〈誓約事項〉

- ・私は、私の同伴避難動物についてすべての責任を持ちます。
- ・私は、他の人の動物や飼い主不明の動物についても、共同で世話をします。
- ・私は、動物飼育場所におけるルール等を遵守します。
- ・私は、動物に関するトラブルが発生しないよう、適正飼育に努めます。
- ・私は、避難所運営組織の指示に従います。

掲示管理票

別紙第9

飼い主氏名			
ペットの名前			
性別	オス ・ メス 【不妊去勢手術 済 ・ 未】	体重	kg
毛色		年齢	歳
動物種		品種	雑種・その他()
持病の有無	有 ・ 無	服薬	薬剤名:
	()		回 / 日
療法食			錠 / 回

平時の飼育状況

室内飼い ・ 室外飼い ・ その他()

給餌: 朝 ・ 昼 ・ 夕 ・ その他()

散歩: 朝 ・ 夕 ・ その他()

かかりつけ医: 動物病院

備考・注意事項(咬み癖など)

--

令和 年 月 日

避難者集計表(ペット同伴避難者用)

No.	入所日時	退所日時	氏名	生年月日	住所	性別	電話番号	備考
	月 日 :	月 日 :				男・女		
						男・女		
	月 日 :	月 日 :				男・女		
						男・女		
	月 日 :	月 日 :				男・女		
						男・女		
	月 日 :	月 日 :				男・女		
						男・女		
	月 日 :	月 日 :				男・女		
						男・女		
	月 日 :	月 日 :				男・女		
						男・女		
	月 日 :	月 日 :				男・女		
						男・女		
	月 日 :	月 日 :				男・女		
						男・女		
	月 日 :	月 日 :				男・女		
						男・女		
	月 日 :	月 日 :				男・女		
						男・女		

収容動物登録簿

No.

テント 番号 (ケージ 番号)	入所日	退所日	飼い主の情報	動物の情報		
			名前	動物種	名前	性別
	/	/				
	備考					
	/	/				
	備考					
	/	/				
	備考					
	/	/				
	備考					
	/	/				
	備考					
	/	/				
	備考					
	/	/				
	備考					
	/	/				
	備考					
	/	/				
	備考					
	/	/				
	備考					

個人体温調管理表

避難所名	テント番号	氏名
〇〇避難所		

体温測定 毎日計測してください	／（月）	／（火）	／（水）	／（木）	／（金）	／（土）	／（日）
	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝
	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	昼	昼	昼	昼	昼	昼	昼
	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜
該当する場合は、チェックしてください							
呼吸の息苦しさ、胸の痛みがある	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
においや味を感じない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
せきやたん、のどの痛みがある	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
全身のだるさがある	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
吐き気がある	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
下痢がある	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
★その他の症状がある ・食欲がない・鼻づまりがある ・一日中気分がすぐれない など <u>《気になる症状があればチェック》</u>	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
担当者チェック欄							



飼育ルール



避難所では、人も動物も慣れない環境で大きなストレス抱えています。
そのストレスを少しでも軽減するため、避難所ではルールを守りましょう。

1. 避難所で生活する動物には、名札をつけましょう。
2. 避難所内では動物はケージ等に入れ、散歩等で外に連れ出す場合は、リードを付けましょう。
3. 散歩は、敷地内、駐車場、道路周辺で行いましょう。
※体育館使用中は、体育館周辺での散歩は行わないようにしましょう。
4. 避難所の屋外にある自由広場及び敷地内での排泄はやめましょう。
5. 飼育場所は、常に清潔にし、極力臭いなどを出さないようにしましょう。
6. 動物に触れたら、必ず手洗い、うがい、消毒をしましょう。

～皆さまへのお願い～

避難してきた方と動物が安心して過ごせるよう、飼育ゾーンを清潔に保つために、清掃、消毒等へのご協力をお願いいたします。

また、避難所には、飼い主不明の動物が保護されてくる可能性があります。
避難所で保護をしている期間は、飼育へのご協力をお願いいたします。

※自分のペット以外のお世話をする際は、必ずマスクとビニール手袋を着用してください。

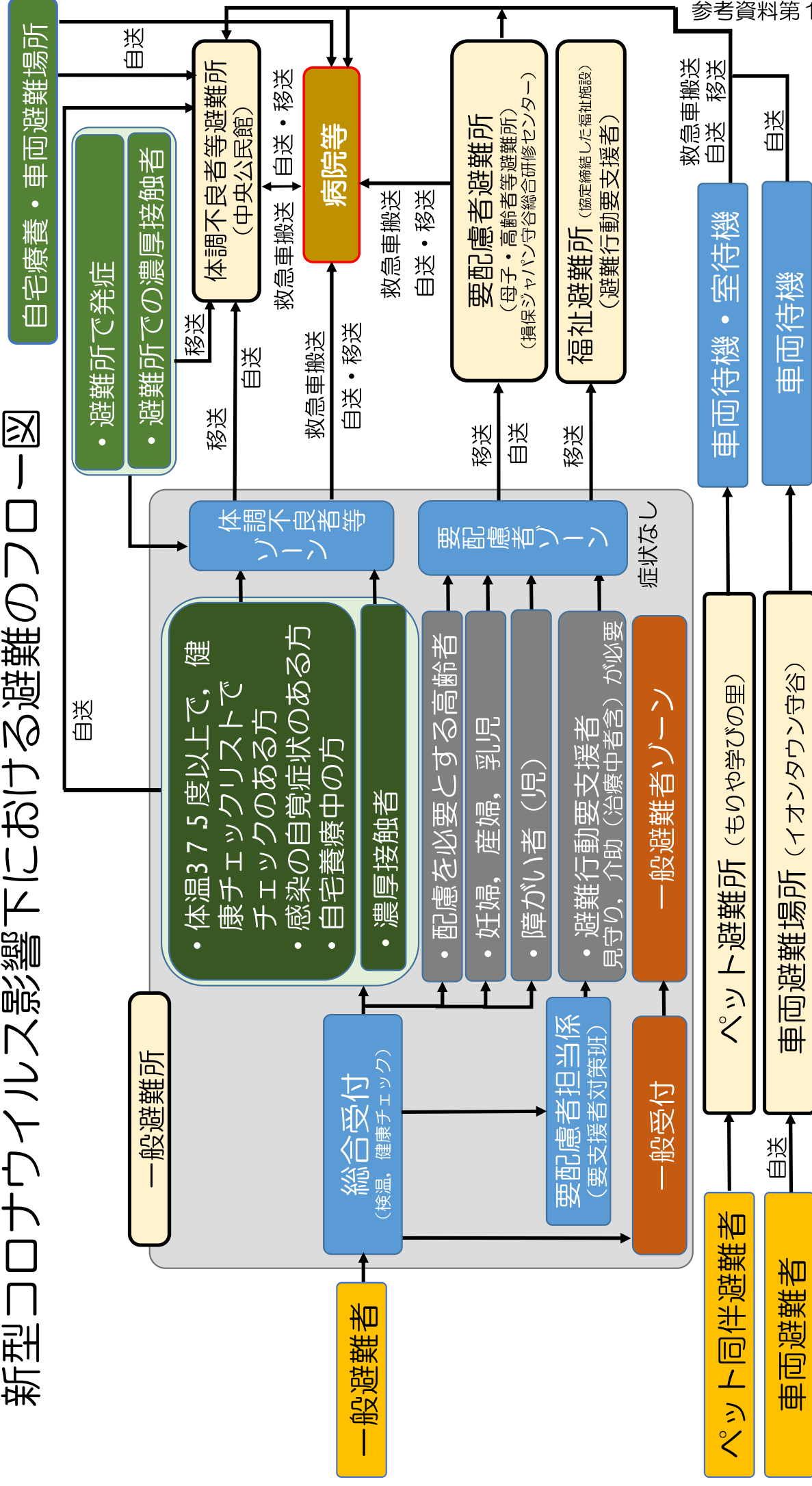


避難所ではルールを守って欲しいワン！

みんなが気持ちよく過ごせるようにしようニャー！



新型コロナウイルス影響下における避難のフロンティア



新型コロナウイルス影響下のペット避難所受付（イメージ図）

